

# 実績評価書

(厚生労働省28(IX-1-1))

施策目標名	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標IX-1-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の公的年金制度を改善する。</li> <li>・公的年金制度の持続可能性を検証する。</li> <li>・国際化の進展への対応を図る。</li> </ul>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。</p> <p>また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)</li> <li>○ 国民年金法(昭和34年法律第141号) 等</li> </ul>							
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	638,006	4,162,253	1,430,708	3,285,675	667,549	976,298
	補正予算(b)	0	0	0	0			
	繰越し等(c)	0	0	0	0			
	合計(a+b+c)	638,006	4,162,253	1,430,708	3,285,675	667,549	976,298	
	執行額(千円、d)	380,419	2,842,504	1,229,724	287,151			
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)					
	-	-	-					

測定指標	<b>指標1</b> 社会保障協定に係る相手国 政府等との協議実施回数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		國際化の進展に伴い、外国に派遣される日本人や外国から派遣される外国人などが増加している。このような方々について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・両国の年金制度などに二重加入することによる保険料の二重払いを防ぐ</li> <li>・両国の年金制度に加入していた期間を通算することにより、それぞれの加入期間に応じた年金をそれぞれの国の制度から受けられるようにする</li> </ul> こと等を目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。           相手国との協定締結及び円滑な運用に向けた協議を精力的に進める必要があるため、協議回数を指標としている。協議開催の可否は相手国の事情等により変動しうるため、過去の実績を踏まえ目標値を設定。						
		基準値	実績値					目標値
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度
		-	14回	10回	5回	10回	10回	10回
		年度ごとの目標値	12回以上	12回以上	12回	10回	10回	
<b>指標2</b> 社会保障・税一体改革における年金関連4法の円滑な施行 <b>【AP改革項目関連: 社会保障分野⑩】</b>	平成24年、社会保障・税一体改革における年金関連4法(※)が成立し、施行に向けた政省令等の整備を行っている所である。これらの法律の円滑な施行に向け、法令整備を遅滞なく行うことは、健全で信頼される公的年金制度の構築にとって大変重要な意義を持つため、当該指標を選定。 (※)年金関連4法とは、下記の4法をさす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)</li> <li>○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)</li> <li>○ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号)</li> <li>○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)</li> </ul>	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		基準値	実績値					目標
		○年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度
			年金関連4法の成立	年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施	年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施	年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施	受給資格期間短縮法の成立	円滑な施行に向けた法令等の整備
		年度ごとの目標値	-	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	

**指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠**

平成26年6月に行われた「財政検証」や、制度改革を実施した場合を仮定して行った「オプション試算」の結果などを踏まえ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための推進に関する法律」(平成25年法律112号。以下「プログラム法」という)に挙げられた検討課題(※)等について、社会保障審議会年金部会等で検討を行い、公的年金制度の持続可能性を強化し、セーフティネット機能を強化するという観点から、これらについて検討を進めることは、将来にわたって国民に信頼される公的年金制度の構築にとって重要であるため当該指標を選定。  
 (※)プログラム法に挙げられた検討課題とは、下記の4つの項目をさす。  
 ①マクロ経済スライドの見直し  
 ②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大  
 ③高齢期の就労と年金受給の在り方  
 ④高所得者の年金給付の見直し

**指標3  
持続可能な公的年金制度の構築  
【AP改革項目関連・社会保障分野⑨】**

	実績値						目標	主要な指標	達成
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度			
	-	-	財政検証の実施及び財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施	持続可能な公的年金制度の構築に向けた議論の整理	年金改革法の成立	持続可能な公的年金制度の構築に向けた議論の整理を踏まえた必要な制度改正の実施	○	○	
年度ごとの目標値	-	-	財政検証の実施	財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施	持続可能な公的年金制度の構築に向けた議論の整理を踏まえた必要な制度改正の実施				

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)②	
	(判定結果)A	
	(判定理由) ・指標1については、目標達成	
	・指標2については、受給資格期間短縮法の成立及び施行に向けた準備が進展。 ・指標3については、社会保障審議会年金部会等の議論を踏まえ、必要な改正を実施。 ・全体として目標を達成していると評価できる。	
施策の分析		(有効性の評価) 社会保障協定に係る相手国政府等との協議実施回数については、目標の協議回数を達成した結果、第3期基本計画期間において2カ国(ハンガリー、インド)との発効、3カ国(ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア)との署名に繋がるなど、有効に機能している。 また、無年金者対策である受給資格期間短縮法の成立、将来世代の給付水準を確保するための年金改革法の成立により、世代と世代の支え合い、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるという目的の公的年金制度に有効に機能している。
		(効率性の評価) 限られた経費の中で、目標について達成していることから、効率的であると評価できる。
		(現状分析) 年金改革法の附則に規定されている通り、引き続き、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について検討を加え、必要な措置を講じていく必要がある。
次期目標等への反映の方向性		(施策及び測定指標の見直しについて) 平成28年に成立した年金改革法は、将来世代の給付水準を確保するものであり、若い世代の年金制度への信頼が高まることで、安心して、今の高齢者の年金を支えていただけることとなり、制度の持続可能性も高まる。そのため、円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行う必要がある。 また、同年に成立した受給資格期間短縮法は、消費税率の10パーセントへの引上げ時に行うこととしていたが、消費税率引上げの延期を決定する中で、無年金の問題は喫緊の課題であることから、できる限り早期に実施すべきと判断し、平成29年8月1日施行としたものであり、円滑に施行されるよう準備が必要である。 上記2点に加えて、国民に信頼され、長期的に持続可能な制度とするため、年金改革法の附則の検討規定を含め、次期財政検証の結果等を踏まえた課題について検討を実施し、不断の改革に取り組む。 (予算要求について) 引き続き必要な予算を要求する。 (税制改正要望について) —

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(平成29年8月22日開催)の議論において、「社会保障教育をどうするのかを含めて、年金を含む社会保障制度に対する信頼を今以上に確立していく方向性を長期的に検討してほしい」というご意見をいただいたことを踏まえ、たとえば、年金教育の取組の評価のあり方について検討して参りたい。
-----------------	--

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます)URL: <a href="http://wwwhourei.mhlw.go.JP/hourei/">http://wwwhourei.mhlw.go.JP/hourei/</a> 厚生労働省ホームページ 社会保障協定について URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html</a> 受給資格期間短縮について URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356.html</a> 年金改革法について URL: <a href="http://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284.html">http://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284.html</a>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	年金課 伊澤課長 国際年金課 藤田課長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----	--------	------------------------	----------	---------